

議案第 2 2 号

専決処分の承認を求めることについて

北本市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 3 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

北本市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市税条例の一部を改正する条例

北本市税条例（昭和２９年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第４８条第９項中「第３２１条の８第６０項」を「第３２１条の８第６２項」に、「同条第６０項」を「同条第６２項」に改め、同条第１５項中「第３２１条の８第６９項」を「第３２１条の８第７１項」に改める。

附則第１０条の２第３項中「附則第１５条第１６項」を「附則第１５条第１５項」に改め、同条第４項中「附則第１５条第２３項」を「附則第１５条第２２項」に改め、同条第５項中「附則第１５条第２４項第１号」を「附則第１５条第２３項第１号」に改め、同条第６項中「附則第１５条第２４項第２号」を「附則第１５条第２３項第２号」に改め、同条第７項中「附則第１５条第２４項第３号」を「附則第１５条第２３項第３号」に改め、同条第８項中「附則第１５条第２５項第１号」を「附則第１５条第２４項第１号」に改め、同条第９項中「附則第１５条第２５項第２号」を「附則第１５条第２４項第２号」に改め、同条第１０項中「附則第１５条第２７項第１号イ」を「附則第１５条第２６項第１号イ」に改め、同条第１１項中「附則第１５条第２７項第１号ロ」を「附則第１５条第２６項第１号ロ」に改め、同条第１２項中「附則第１５条第２７項第１号ハ」を「附則第１５条第２６項第１号ハ」に改め、同条第１３項中「附則第１５条第２７項第１号ニ」を「附則第１５条第２６項第１号ニ」に改め、同条第１４項中「附則第１５条第２７項第２号イ」を「附則第１５条第２６項第２号イ」に改め、同条第１５項中「附則第１５条第２７項第２号ロ」を「附則第１５条第２６項第２号ロ」に改め、同条第１６項中「附則第１５条第２７項第２号ハ」を「附則第１５条第２６項第２号ハ」に改め、同条第１７項中「附則第１５条第２７項第３号イ」を「附則第１５条第２６項第３号イ」に改め、同条第１８項中「附則第１５条第２７項第３号ロ」を「附則第１５条第２６項第３号ロ」に改め、同条第１９項中「附則第１５条第２７項第３号ハ」を「附則第１５条第２６項第３号ハ」に改め、同条第２０項中「附則第１５条第３０項」を「附則第１５条第２９項」に改め、同条第２１項中「附則第１

5 条第 3 4 項」を「附則第 1 5 条第 3 3 項」に改め、同条第 2 2 項中「附則第 1 5 条第 3 5 項」を「附則第 1 5 条第 3 4 項」に改め、同条第 2 3 項中「附則第 1 5 条第 4 2 項」を「附則第 1 5 条第 3 9 項」に改め、同条第 2 4 項中「附則第 1 5 条第 4 6 項」を「附則第 1 5 条第 4 3 項」に改め、同条中第 2 6 項を第 2 7 項とし、第 2 5 項を第 2 6 項とし、同条第 2 4 項の次に次の 1 項を加える。

2 5 法附則第 1 5 条第 4 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

附則第 1 0 条の 3 第 9 項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第 1 1 項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第 1 2 条第 1 項中「1 0 0 分の 5」の次に「（商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあっては、1 0 0 分の 2. 5）」を加える。

附 則

第 1 条 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、改正後の北本市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 4 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 3 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。